

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議の設置について

令和3年2月3日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

文部科学省においては、これまで、自殺対策基本法等の趣旨を踏まえ、児童生徒の自殺予防のための施策を進めてきたところであり、平成21年3月には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」、平成22年3月には「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、平成23年9月には「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（平成26年7月改訂）を作成・公表してきたところである。

その後の政府の動きとして、平成28年4月1日に自殺対策基本法が改正され、同法第17条第3項に基づき、学校は、心の健康の保持に係る教育又は啓発等を行うよう努めるものとされた。また、同法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえ、平成29年7月、自殺総合対策大綱が改定され、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）等の推進が求められている。

これらの状況を踏まえ、我が国におけるSOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の在り方及び児童生徒が抱える様々な悩みや困難の分析等について、調査研究を行うため設置するものである。

2 検討事項

- (1) SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の在り方について
- (2) 児童生徒が抱える様々な悩みや困難の分析について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 実施期間

令和3年2月3日から令和3年3月31日までとする。

5 その他

この検討会に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者

(50音順)

新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授

内野多美子 さいたま市教育委員会学校教育部総合教育相談室室長

荊尾 玲子 島根県安来市教育支援センター相談員

川井 猛 一般社団法人共同通信社編集局生活報道部次長

窪田 由紀 九州産業大学人間科学部臨床心理学科教授

阪中 順子 奈良女子大学大学院非常勤講師
社会福祉法人飛鳥学院 スーパーバイザー

中馬 好行 山口県周南市教育委員会教育長

坪井 節子 弁護士

松本 俊彦 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部部長